

令和7年度
一般社団法人山口県介護支援専門員協会
代議員総会

日時：令和7年5月31日（土）

午後1時から午後2時20分まで

場所：山口県社会福祉会館 大ホール
（ハイブリッド開催）

も く じ

総会次第	2
上程議案	3
第1号議案 令和6年度事業報告について	
第2号議案 令和6年度決算報告について	
第3号議案 理事辞任に伴う後任者の選任について	
第4号議案 令和7年度事業計画(案)について	
第5号議案 令和7年度収支予算(案)について	
定 款	24
各地域協(議)会連絡先名簿	34
日本介護支援専門員協会 介護支援専門員 倫理綱領	35

総 会 次 第

1 開会

2 上程議案

- 第1号議案 令和6年度事業報告について
- 第2号議案 令和6年度決算報告について
- 第3号議案 理事辞任に伴う後任者の選任について
- 第4号議案 令和7年度事業計画(案)について
- 第5号議案 令和7年度収支予算(案)について

3 閉会

上 程 議 案

第 1 号議案 令和 6 年度事業報告について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和6年度 事業報告を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和6年度事業報告

5ページ

第 2 号議案 令和 6 年度決算報告について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和6年度 決算報告を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和6年度決算報告

15ページ

第 3 号議案 理事辞任に伴う後任者の選任について

(提案理由)

定款第35条に基づき、役員の後任選出について御承認願いたい。

第 4 号議案 令和 7 年度事業計画 (案) について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和7年度 事業計画(案)を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和7年度事業計画 (案)

20ページ

第5号議案 令和7年度収支予算(案)について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和7年度 収支予算(案)を作成したので、御承認願いたい。

(提案内容)

令和7年度収支予算(案)

22ページ

令和6年度 (一社) 山口県介護支援専門員協会 事業報告書

I 組織体制

- 1 会員の状況 1, 347人 (令和7年3月31日現在)
(内訳)

・岩国市	119人	・柳井広域	69人	・周防大島	25人
・周南市	126人	・下松市	83人	・光市	42人
・防府市	135人	・山口市	132人	・宇部市	144人
・山陽小野田市	59人	・美祢市	34人	・下関市	284人
・長門地域	44人	・萩広域	51人		

- 2 日本介護支援専門員協会への入会状況
(内訳)

令和6年度会員数 1, 347人 (令和7年3月31日現在)

令和6年度新規入会者数 89人

令和5年度からの継続会員数 1, 258人 (令和5年度会員数 1, 372人)

II 研修に関する事業

- 1 第21回 山口県ケアマネジメント研究大会

期 日 令和6年11月17日(日)

場 所 山口県セミナーパーク講堂

参加者 101名(会員97名、非会員3名、学生1名)

内 容 研究発表

- ・下松市の中山間地域に暮らす住民に対するケアマネジメントの在り方の検討
- ・光市の介護支援専門員を取り巻く課題についての考察
- ・長門市地域のインフォーマルサービスの明確化

助言者 至誠館大学 現代社会学部現代社会学科 教授 梅木幹司

座 長 山口県介護支援専門員協会 常任理事 藤本真樹

基調講演

妖怪人間ベムは、永遠に笑わない ～生きる意味は間(あわい)に～

講 師 京都大学大学院 人間・環境学研究所 人間・社会・思想講座 佐藤泰子

- 2 令和6年度介護支援専門員更新研修(実務経験なし)・再研修夏期開催

期 日 令和6年8月26日(月)から令和6年11月8日(金)

場 所 講義: 動画配信 演習: オンラインzoom

参加者 149人 修了者: 149人(実務なし81人、再研修68人)

内 容 動画配信Ⅰ 8月26日(月)から9月11日(水)

演習① 9月12日(木)(A:午前・B:午後)

講義 「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」

「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門」

講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橘康彦

講義・演習「自立支援のためのケアマネジメントの基本」

講師 特別養護老人ホームみどり園 園長 二井隆一

講義・演習「介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)」

講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太

動画配信Ⅱ 9月13日(金)から9月25日(水)

講義 「地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化及び地域の社会資源」

講義 「生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の意義」
 講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太
 「ケアマネジメントに係る法令等の理解」
 講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橘康彦

動画配信Ⅲ 9月26日(木)から10月7日(月)
 演習② A:10月8日(火)、B:10月9日(水)
 講義・演習 「①生活の継続を支える基本的なケアマネジメント」
 「⑥看取りに関する事例」
 講師 ケアパートナーいろは 代表 中山京子
 講義・演習 「②脳血管疾患のある方のケアマネジメント」
 講師 安岡居宅介護支援事業所 副主任 中野修

動画配信Ⅳ 10月10日(木)から10月21日(月)
 演習③ A:10月22日(火)、B:10月23日(水)
 講義・演習 「③認知症のある方のケアマネジメント」
 講師 防府東地域包括支援センター 看護師 矢田江利子
 講義・演習 「⑥誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント」
 講師 下関市勝山・内日地域包括支援センター センター長 佐々木利恵
 講義・演習 「④大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント」
 講師 あさひ居宅介護支援事業所 管理者 森永江里子

動画配信Ⅴ 10月24日(木)から11月6日(水)
 演習④ A:11月7日(木)、B:11月8日(金)
 講義・演習 「⑤心疾患のある方のケアマネジメント」
 講義 「⑦高齢者に多い疾患等の留意点の理解」
 講師 くりや苑居宅介護支援センター 顧問 杉原須美江
 講義・演習 「⑨地域共生社会の実現に向け他法他制度の活用が必要な事例のケアマネジメント」
 講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太
 講義・演習 「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」
 講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀
 講義 「介護支援専門員資格登録等について」
 講師 山口県長寿社会課地域包括ケア推進班

3 令和6年度介護支援専門員実務研修の開催(実務経験なし・再研修冬期開催)

期 日 令和6年12月24日(火)から令和7年3月12日(水)
 場 所 講義:動画配信 演習:実務研修 セミナーパーク 大研修室
 実務なし再研修 オンラインzoom
 参加者 実務研修 197人 修了者:197人
 実務なし・再研修 68人 修了者:67人
 (実務なし45人、再研修22人、辞退1人)
 内 容 動画配信Ⅰ 12月24日(火)から1月6日(月)
 演習① A:1月7日(火)、B:1月8日(水)、実務なし・再:1月10日(金)
 講義 「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」
 「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」
 講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橘康彦
 講義・演習 「自立支援のためのケアマネジメントの基本」
 講師 合同会社福祉サポートあさがお 代表 都野尚子
 講義・演習 「相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎」
 「利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意」
 講師 特別養護老人ホーム はまゆう苑 課長 松谷法史
 講義・演習 「介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)」
 講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太

講義 「実習オリエンテーション①」
講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀

動画配信Ⅱ 1月9日(木)から1月20日(月)

講義 「ケアマネジメントのプロセス」
松井介護支援事務所 主任介護支援専門員 内田和子

講義 「地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化及び地域の社会資源」

講義 「生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の意義」

講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太

講義 「ケアマネジメントに係る法令等の理解」

講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橘康彦

演習② A:1月14日(火)、B:1月15日(水)

講義・演習 「①受付及び相談並びに契約」

「②アセスメント及びニーズの把握の方法」

講師 下松市地域包括支援センター 主任介護支援専門員 山本亜紀

演習③ A:1月17日(金)、B:1月18日(土)

講義・演習 「③居宅サービス計画等の作成」

「④サービス担当者会議の意義及び進め方」

講師 小規模多機能型居宅介護こよう紫苑 管理者 堀田慎一郎

演習④ AB:1月21日(火)

講義・演習 「⑤モニタリング及び評価」

&Lifeケアプランセンター 管理者 小林恵

「実習オリエンテーション②」

ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀

動画配信Ⅲ 1月22日(水)から2月3日(月)

演習⑤ A:2月4日(火)、B:2月5日(水)、実務なし・再:2月7日(金)

講義・演習 「①生活の継続を支える基本的なケアマネジメント」

「⑥看取りに関する事例」

講師 ケアパートナーいろは 代表 中山京子

講義・演習 「②脳血管疾患のある方のケアマネジメント」

講師 安岡居宅介護支援事業所 副主任 中野修

動画配信Ⅳ 2月6日(木)から2月15日(土)

演習⑥ A:2月16日(日)、B:2月17日(月)実務なし・再:2月21日(金)

講義・演習 「③認知症のある方のケアマネジメント」

講師 防府東地域包括支援センター 看護師 矢田江利子

講義・演習 「⑥誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント」

講師 下関市勝山・内日地域包括支援センター センター長 佐々木利恵

講義・演習 「④大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント」

講師 あさひ居宅介護支援事業所 管理者 森永江里子

動画配信Ⅴ 2月18日(火)から3月4日(火)

演習⑦ A:3月5日(水)、B:3月6日(木)、実務なし・再:3月10日(月)

講義・演習 「⑤心疾患のある方のケアマネジメント」

講義 「⑦高齢者に多い疾患等の留意点の理解」

講師 くりや苑居宅介護支援センター 顧問 杉原須美江

講義・演習 「⑨地域共生社会の実現に向け他法他制度の活用が必要な事例のケアマネジメント」

講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太

講義・演習 「実習振り返り」

講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀

講義 「介護支援専門員資格登録等について」

講師 山口県長寿社会課地域包括ケア推進班

- 演習⑧ AB：3月12日（水）
 講義・演習「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」
 講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀
 講義・演習「研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り」
 講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太

<研修打合せ会議>

実務（実務なし・再）研修に係る（web）打合せ会議
 令和6年6月17日（月）出席者 11人
 令和6年7月12日（金）出席者 8人

○オンライン研修（zoom、ハイブリット、動画配信）の開催

4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画書の書き方」研修会（zoom）

期 日 令和6年6月20日（木）
 参加者 69人
 講師 一般社団法人山口県介護支援専門員協会 副会長 橘康彦

○会場開催

5 施設介護支援専門員研修会

期 日 令和6年6月28日（金）
 場 所 セミナーパーク 研修室103
 参加者 55人
 講師 せとうち総合法律事務所 代表弁護士 伊藤政弘
 福祉まちつなぎラボコネクト・ワン 代表 藤本真樹

6 研究の進め方研修会

期 日 令和6年7月6日（土）
 場 所 セミナーパーク セミナー室1
 参加者 17人
 講師 至誠館大学 現代社会学部現代社会学科 教授 梅木幹司

7 居宅介護支援事業所の現場で役立つ実務事務研修

期 日 令和6年9月1日（日）、9月2日（月）
 場 所 セミナーパーク 社会福祉研修室
 参加者 50人
 講師 庄原市地域包括支援センター 主任介護支援専門員 平田知伯

8 スーパーバイザー養成研修（初級編）

期 日 令和6年9月29日（日）
 場 所 セミナーパーク 研修室201
 参加者 18人
 講師 社会福祉士・主任介護支援専門員 梅田真嗣

9 スーパーバイザー養成研修実践編

期 日 令和7年2月8日（土）、2月9日（日）
 場 所 セミナーパーク 研修室204
 参加者 21人
 講師 社会福祉士・主任介護支援専門員 梅田真嗣

10 介護支援専門員のためのソーシャルワークの基本的視点研修会

期 日 令和7年2月13日（木）
 場 所 セミナーパーク 社会福祉研修室
 参加者 53人
 講師 至誠館大学 現代社会学部現代社会学科 教授 梅木幹司

○主任介護支援専門員更新研修受講要件研修の開催

1 1 法定研修演習ファシリテーター養成研修会 (zoom)

期 日 令和6年6月18日(火)
参加者 49人(登録者:46人)
講師 県立広島大学 保健福祉学部 保健福祉学科 教授 金子努
一般社団法人山口県介護支援専門員協会 会長 佐々木啓太

1 2 リハ職と連携するコツを学ぶ研修会

期 日 令和6年8月3日(土)
場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
参加者 65人
講師 済生会山口地域ケアセンター 湯田温泉病院 主任理学療法士 藤村亮
在宅複合型施設 やすらぎ訪問看護ステーション 主任理学療法士 青木健

1 3 2024年介護保険制度改正から今後の流れを読み解く研修会

期 日 令和6年8月21日(水)
場 所 山口県セミナーパーク 講堂
参加者 223人
講師 一般社団法人岡山県介護支援専門員協会 会長 堀部徹

1 4 身寄りなし支援は突然に！実情と課題研修会

期 日 令和6年9月10日(火)
場 所 山口県セミナーパーク 講堂
参加者 284人
講師 NPO法人身寄りなし問題研究会 代表 須貝秀昭

1 5 能登半島地震から学ぶ災害時ケアマネジメント研修会

配信期間 令和6年9月27日(金)から10月15日(火)
参加者 351人
講師 一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長 七種秀樹

1 6 ひきこもりの子を持つ利用者へのサポート研修会 (zoom)

期 日 ①令和6年10月6日(日)②令和6年10月15日(火)
参加者 205人(①74人、②131人)
講師 帝塚山学院大学 大学院 人間科学研究科 教授 宮田智基

Ⅲ 委託に関する事業

介護支援専門員研修向上委員会の開催 (WEB)

【第1回】

期 日 令和6年8月20日(火)
出席者 委員:8名 オブザーバー:5名
協議事項 介護支援専門員研修の進捗状況について
ファシリテーターについて
・養成研修会の報告
・演習オンライン化に向けての検討

【第2回】

期 日 令和6年11月22日(金)
出席者 委員:8名 オブザーバー:5名
協議事項 介護支援専門員研修の進捗状況について
令和7年度介護支援専門員研修について

【第3回】

期 日 令和7年3月17日(月)
出席者 委員:8名 オブザーバー:5名
協議事項 令和6年度介護支援専門員研修の振り返りについて
令和7年度介護支援専門員研修の実施方法について

ケアプラン点検事業

アドバイザー養成研修会（山口市）ハイブリッド開催

期 日 令和6年11月10日（日）、11月11日（月）

参加者 33人

講師 一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会 副理事長 松川竜也
山口県介護支援専門員協会 常任理事 山本亜紀

【山口市】

点検実施期間 前期：令和6年9月末から12月末まで

後期：令和6年11月末から令和7年2月末まで

点検件数 25事業所49件

点検者 21人

【下関市】

点検実施期間 令和6年9月から12月末まで

点検件数 11事業所22件

点検者 7人

IV 調査・研究に関する事業

1 研究のための環境整備

- (1) 調査指導者の登録制度の確立。平成29年度より県協会において研究指導者の登録制度を設け、研究指導者は、山口県ケアマネジメント研究大会研究発表者の研究にかかる技術的支援と、抄録、発表原稿作成から研究終了までの指導を行う。
- (2) 研究大会研究発表に伴う倫理審査
- (3) 研究計画書が作成できることを目的とした研修企画の検討。（研究目的や背景、目的を達成するための研究方法の選択）

2 調査研究部としての研究計画の取組み

V 広報・情報提供

- 1 山口県介護支援専門員協会ホームページの運営、運用（会員外でも閲覧が可能）
<https://www.y-cma.jp/>
- 2 山口県介護支援専門員協会だよりの発行
第1号 令和6年9月1日発行
第2号 令和7年3月31日発行
- 3 メールマガジンの配信、LINE、Facebook 公式ページの運用

VI 関係機関・団体との協働連携

1 会長、副会長等が関係機関団体の各種委員会の委嘱を受け、会議等に出席した。

- (1) 山口県高齢者保健福祉推進会議 佐々木啓太会長
(令和5年7月1日～令和8年6月30日)
- (2) 山口県社会福祉協議会評議員 佐々木啓太会長
(令和6年6月25日～令和6年会計年度にかかる定時評議委員会の終結時まで)
- (3) 山口県医療在宅推進協議会 大瀬良泰三理事
(令和5年8月22日～)
- (4) 山口県医療審議会 弘中和恵理事
(令和6年10月1日～令和8年9月30日)
- (5) 山陽小野田市高齢者保健福祉推進会 堀田慎一郎理事
(令和5年11月1日～令和7年10月31日)
- (6) 福祉研修センター運営委員会 橋康彦副会長
(令和6年1月20日～令和8年1月19日)
- (7) 山口県訪問看護推進協議会 佐々木啓太会長
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)
- (8) 山口県介護保険関係団体連絡協議会 総会・連絡会議 佐々木啓太会長
(令和6年5月16日（木）)
- (9) 郡市師医師会地域包括支援ケア担当理事・介護保険担当理事合同会議 佐々木啓太会長
(令和6年11月14日（木）)

- (10) 山口県介護労働懇談会
(令和6年12月5日(木)) 事務局 長
- (11) 介護ロボット・ICT相談窓口協議会委員
(令和7年2月10日(月)) 佐々木啓太会長
- (12) 令和6年度 山口県災害福祉支援ネットワーク会議
(令和7年2月13日(木)) 佐々木啓太会長
- (13) 「情報提供書の書き方ガイド(仮)」作成に向けての意見聴取
(令和7年2月28日(金)) 松谷法史副会長
岩神亜紀副会長
- (14) 山口県地域生活定着支援センター連絡会議
(令和7年3月7日(金)) 佐々木啓太会長
- 2 各地域連絡協議会、他団体主催の会議、研修等への協力及び参加
- (1) 第1回柳井広域介護支援専門員連絡協議会研修会
令和6年4月19日(水) 岩神亜紀副会長
- (2) 2024年度 相談支援従事者専門コース別研修 <<介護支援専門員との連携>>
令和6年11月26日(火) 赤川正幸理事
参加者7名(相談支援専門員)
- 3 日本介護支援専門員協会諸会議等への参加 (WEB 又は 参集)
- (1) 日本介護支援専門員協会会議への参加
- 【第16回社員総会】zoom開催
令和6年6月29日(土) 佐々木啓太会長
橋康彦副会長(ブロック理事)
松谷法史副会長
岩神亜紀副会長
- 【都道府県支部長会議】
- 第1回 令和6年11月4日(金) 佐々木啓太会長
橋康彦副会長
- 第2回 令和7年2月14日(金) 佐々木啓太会長
- 【理事会】
- 第1回 令和6年5月24日(金) 橋康彦副会長
- 第2回 令和6年9月27日(金)
- 第3回 令和7年1月24日(金)
- 第4回 令和7年3月14日(金)
- 【生涯学習委員会】
- 第1回 令和6年5月28日(火) 佐々木啓太会長(副委員長)
- 第3回 令和6年11月19日(火)
- 第4回 令和7年2月25日(水)
- 4 中国ブロック会議への参加
- 第1回 令和6年11月23日(土) 佐々木啓太会長
場所 広島国際会議場 ラン 橋康彦副会長
岩神亜紀副会長
- 第2回 令和7年3月22日(土) 佐々木啓太会長
場所 KDDI維新ホール 2階 会議室202 橋康彦副会長
松谷法史副会長
岩神亜紀副会長
- 5 他団体主催の各種研修会等への後援
- (1) チャットワーク(株)合同セミナーに後援
(山口県デイサービスセンター協議会)
- (2) 第33回山口県理学療法学会大会に後援
(一般社団法人山口県理学療法士会)
- (3) 令和6年度こころの健康・メンタルヘルス講演会「統合失調症と共に生きる」に後援
(NPO 法人周南さわやか会)

- (4) 第12回日本ロボットリハビリテーション・ケアフォーラム in 下関・山口に後援
(特定非営利活動法人 日本ロボットリハビリテーション・ケア研究会)
- (5) 令和6年度介護の日記念イベントに後援
(一般社団法人 山口県介護福祉士会周南ブロック)
- (6) 第6回山口県認知症カフェサミットに後援
(山口県)
- (7) ヤングケアラーケアフル講演会 in 山口に後援
(NPO 法人コネクト・ワン)

VII 会の運営

1 代議員総会の開催 (ハイブリッド会議)

期 日 令和6年5月26日 (日)
場 所 山口県社会福祉会館 大ホール
出 席 者 60人 (うち委任状提出数12人)
内 容 令和5年度事業報告について
令和5年度決算報告について
令和6年度事業計画 (案) について
令和6年度収支予算 (案) について
理事及び監事の選任について

2 理事会の開催 (WEB 会議)

【第1回】

期 日 令和6年5月19日 (日)
出 席 者 22人
内 容 令和5年度事業報告について
令和5年度収支決算について
令和6年度事業計画 (案) について
令和6年度収支予算 (案) について
役員体制・各専門部会の構成について

【第2回】 (登記用)

期 日 令和6年5月26日 (日)
出 席 者 27人
内 容 代表理事選定の件

【第3回】

期 日 令和6年10月5日 (土)
出 席 者 20人
内 容 各部の活動状況について
研究大会の詳細について
ライン公式ページについて

【第4回】

期 日 令和7年3月2日 (日)
出 席 者 22人
内 容 各部会の活動状況、次年度計画について
令和7年度事業計画・予算案について
役員の辞任について
就業規定の見直しについて

3 常任理事会の開催 (WEB 会議)

【第1回】

期 日 令和6年5月9日 (木)
出 席 者 9人
内 容 令和6年度役員体制・各専門部会の構成について
各部の活動状況について
ケアマネジメント研究大会について

【第2回】

期 日 令和6年8月7日（水）
出席者 9人
内 容 各部の活動状況について
役員の人材不足について

【第3回】

期 日 令和7年2月10日（月）
出席者 9人
内 容 各部の活動状況、次年度計画について
令和7年度事業計画・予算案について
役員の辞任について
就業規定の見直しについて

4 部会の開催（WEB・参集会議）

（1）組織総務部会の開催

【第1回】

期 日 令和6年5月13日（月）
出席者 6人
内 容 令和5年度研究大会の報告について
令和6年度研究大会のプログラム（案）について

【第2回】

期 日 令和6年7月17日（水）
出席者 8人
内 容 組織総務部の活動内容について
ケアマネジメント研究大会について

【第3回】

期 日 令和6年11月1日（金）
出席者 6人
内 容 研究大会の進捗状況について

【第4回】

期 日 令和7年3月11日（火）
出席者 7人
内 容 令和7年度ケアマネジメント研究大会について
県協会事務局のBCPについて

（2）広報事業部会の開催

【第1回】

期 日 令和6年6月4日（火）
出席者 5人
内 容 広報誌の発行について
ホームページの更新について
会員との交流について

【第2回】

期 日 令和6年9月17日（火）
出席者 6人
内 容 会員専用ページの運用について
会員との交流について

【第3回】

期 日 令和6年12月17日（火）
出席者 5人
内 容 広報誌の発行について
今後の情報発信について

（3）調査研究部会の開催

【第1回】

期 日 令和6年4月4日（木）

出席者 6人
内容 倫理審査（光市）について

【第2回】

期 日 令和6年12月9日（火）
出席者 6人
内 容 山陽小野田市、萩広域のマッチング、指導者の登録について
部の研究について
令和7年度研究の進め方研修会の企画について

（4）公益事業部会の開催

【第1回】

期 日 令和6年7月3日（水）
出席者 7人
内 容 公益事業部の活動内容について
令和6年度の事業委託件数、実施スケジュール等について
アドバイザー養成研修の企画検討

【第2回】

期 日 令和6年10月1日（火）
出席者 6人
内 容 令和6年度のマッチング状況について
アドバイザー養成研修会の組み立てについて
令和7年度の委託検討について

【第3回】

期 日 令和7年2月19日（水）
場 所 山口県社会福祉会館 会議室
出席者 4人
内 容 点検事業（山口市）の報告書作成について
点検事業（下関市・山口市）の振返りについて

（5）生涯研修部会の開催

【第1回】

期 日 令和6年6月3日（月）
出席者 6人
内 容 今後の研修予定について
1年間の流れについて
協力員について

【第2回】

期 日 令和6年9月27日（金）
出席者 7人
内 容 各研修の進捗状況について
zoom操作の確認について

【第3回】

期 日 令和6年12月19日（木）
出席者 6人
内 容 次年度の研修企画について
実務・実務なし再研修の協力員について

5 各地域代表者会議の開催（WEB会議）

【第1回】

期 日 令和7年3月2日（日）
出席者 17人
内 容 令和7年度事業計画案について
・各部の活動状況、次年度計画について
意見交換
・ファシリテーター養成等の候補者について
・ケアマネ、役員の人材不足について

第2号議案

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会
令和6年度 収支計算書

1 収入 総 額 69,421,351 円
1 支出 総 額 26,087,392 円
1 収支差引残高 43,333,959 円(次年度への繰越)

自 令和 6年4月 1日
至 令和 7年3月31日

(単位:円)

収入の部

勘定科目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増△減	摘 要
会費収入	4,500,000	4,291,000	△ 209,000	
正会員	4,200,000	4,041,000	△ 159,000	@3,000×1,347人
賛助会費	300,000	250,000	△ 50,000	@50,000×5企業
受託金収入	1,544,000	1,544,000	0	
受託金収入	1,544,000	1,544,000	0	介護支援専門員研修向上委員会に係る業務
助成金収入	862,000	858,900	△ 3,100	
助成金収入	862,000	858,900	△ 3,100	令和5年度会員名簿管理手数料290,800円 令和5年度会員支部交付金(後期分)12,900円 令和6年度会員支部交付金(前期分)386,400円 中国ブロック会議に係る助成金168,800円
寄付金収入	0	5,000	5,000	
寄付金収入	0	5,000	5,000	
事業収入	18,961,000	23,879,836	4,918,836	
参加費収入	17,391,000	22,107,900	4,716,900	研修等参加費
ケアプラン点検事業収入	1,440,000	1,686,014	246,014	ケアプラン点検事業費
広告収入	100,000	70,000	△ 30,000	広告掲載料
手数料収入	30,000	15,922	△ 14,078	日本協会テキスト・書籍販売斡旋手数等
雑収入	1,000	10,774	9,774	
雑収入	1,000	10,774	9,774	
当期収入合計(A)	25,868,000	30,589,510	4,721,510	
前年度繰越金収入	38,831,000	38,831,841	841	
収入合計(B)	64,699,000	69,421,351	4,722,351	

支出の部

(単位:円)

勘定科目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増△減	摘要
事務費	11,240,000	9,780,550	△ 1,459,450	
会議費(事務)	1,158,000	1,047,930	△ 110,070	会議・打ち合せに係る日当、旅費等
役職員旅費(事務)	250,000	96,780	△ 153,220	会議・出張等に係る旅費(オンライン参加含む)
人件費(事務)	6,652,000	5,570,125	△ 1,081,875	給料・社会保険料・福利厚生費
消耗品費(事務)	240,000	226,958	△ 13,042	コピー用紙・文房具等・パソコン
印刷製本費(事務)	284,000	275,302	△ 8,698	総会・会議等案内資料印刷費・カウンター料
通信運搬費(事務)	586,000	587,948	1,948	電話・インターネット・送料・切手代
支払手数料(事務)	307,000	300,195	△ 6,805	振込手数料、残高証明書、IB手数料
賃借料(事務)	758,000	778,040	20,040	複合機リース料・会場代
租税公課(事務)	80,000	71,000	△ 9,000	市県民税・印紙代、収入印紙代
諸会費(事務)	45,000	45,000	0	協議会会費
支払報酬(事務)	410,000	372,711	△ 37,289	税理士・司法書士等の報酬
共益費(事務)	420,000	400,971	△ 19,029	電気・水道・ガス代等
雑費(事務)	50,000	7,590	△ 42,410	記念品・交際費等
事業費	14,118,000	16,306,842	2,188,842	
事業広報費	395,000	413,815	18,815	ホームページ維持管理料・協会だより・システム年会費等
事業謝金	4,090,000	5,206,393	1,116,393	研修会に係る講師謝金・旅費、ケアプラン点検者、ファンリテーター謝金
事業旅費	286,000	653,326	367,326	研修会に係る協力員日当・旅費、事務員の旅費等
事業人件費	6,023,000	6,685,438	662,438	事業に係る人件費
事業消耗品費	372,000	396,689	24,689	研修会用物品購入代
事業印刷製本費	606,000	628,099	22,099	研修会資料印刷代等
事業通信運搬費	782,000	863,225	81,225	協会だより、研修に係る発送料他、パンフレット同封手数料
事業会議費	61,000	77,140	16,140	昼食代
事業賃借料	807,000	810,299	3,299	研修会場代等
事業図書費	171,000	146,630	△ 24,370	テキスト・書籍購入
事業雑費	50,000	75,028	25,028	諸費
業務委託費	275,000	350,760	75,760	自主、法定研修等の受講管理にかかる業務費
福祉増進費	200,000	0	△ 200,000	災害等に係る義援金
活動助成費	0	0	0	
予備費	5,000	0	△ 5,000	
予備費	5,000	0	△ 5,000	
当期支出合計(C)	25,363,000	26,087,392	724,392	
当期収支差額(A-C)	505,000	4,502,118	3,997,118	
次期繰越差額(B-C)	39,336,000	43,333,959	3,997,959	

一般社団法人山口県介護支援専門員協会
貸借対照表

令和7年3月31日現在
(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
(資産)		(負債)	
普通預金	25,154,945	未払金	
定期預金	15,000,000	・リコージャパン：カウン ター料、消耗品	32,699
未収金		・日本郵便料金後納： 3月分発送代	23,370
・山口県長寿社会課：介護 支援専門員研修向上委 員会運営事業受託金	1,544,000	・ソフトバンクモバイル： 3月分通信費	4,931
・下関市介護保険課：ケア プラン点検事業委託料	469,480		
・山口市介護保険課：ケア プラン点検事業委託料	1,216,534	未払金合計	61,000
・加賀メディカル他1事業 所：協会だより広告料	10,000	(純財産)	
		繰越金	43,333,959
未収金合計	3,240,014		
計	43,394,959	計	43,394,959

財産目録

令和7年3月31日現在
(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
普通預金	25,154,945	未払金	61,000
定期預金	15,000,000		
山口銀行 県庁内支店 No5023901			
未収金	3,240,014		
資産合計	43,394,959	負債合計	61,000
差引正味財産			43,333,959

注) 上記のほか、当会で保管、管理しているもの
・事務用消耗品費等
・ビデオカメラ、プロジェクター等の映像備品

監査報告書

令和7年4月30日

一般社団法人山口県介護支援専門員協会
会長 佐々木啓太様

監事 服部 恭弥



監事 二井 隆



私たち監事は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の業務執行状況及び財産の状況について、監査いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、本会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 収支計算書は、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、本会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 財産目録は、本会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。

令和7年度 山口県介護支援専門員協会 事業計画（案）

【事業方針】

介護支援専門員の資格ができ、25年目を迎えようとしています。

地域包括ケアシステムの目指す2025年を迎え、これからこのシステムを発展させていくことが求められている中、介護支援専門員が果たすべき役割はますます重要となっていきます。

ただ、介護支援専門員が置かれている状況はますます厳しくなっています。昨年検討されたケアマネジメントに係る諸課題に関する検討の中でも、ケアマネジャーの業務の在り方、人材確保・定着に向けた方策について、法定研修の在り方について、ケアマネジメントの質の向上に向けた取組の促進についての4点が議論され、シャドーワークに対する対応を検討しつつ、法定研修等の負担を軽減し、その上でケアマネジメントの質を高めていくことが求められてきています。

我々介護支援専門員は、高齢者だけでなく、それをとりまくすべての人々に対して、ケアマネジメントを中心とした、対人援助技術を駆使して、介護が必要になっても地域や施設等でその人らしく生活できるよう支援することが求められています。

このような体制をしっかりと構築していくためにも、介護支援専門員の職能団体が介護支援専門員を支え、支援する組織になっていくことが重要です。

そのためにも、県内介護支援専門員が一丸となり、対人援助技術の質を高め、さまざまな社会課題に対応できるようになること、そして、若い方々が「介護支援専門員になりたい」と思えるような社会にしていくことが重要であり、そのためにも、介護支援専門員の地位向上や職域を広げる活動をしていく必要があります。

そこで、今年度は以下5つの重点目標を実践するべく活動してまいります。

1. 対人援助職としての質を高める研修や、ケアマネジメントの点検、学びの機会の提供
2. 組織力を強化し、行政や立法府に意見を行い、地位・職域の向上を図る
3. 地域協（議）会、県内関係団体、都道府県協会、日本協会との連携強化
4. 県内介護支援専門員の悩みや課題を集約し、研究機能により課題分析を行う
5. 県協会としてのあらたな公益的事業の模索

この5つの重点目標を実現していくため、事業計画に定める活動を着実に進め、県内介護支援専門員が働きやすくなるよう、会員の皆様と共に活動してまいります。

【事業計画】

1. 組織力を高める活動（三役・組織総務部）

- 本会与県内各地域協（議）会との情報交換のできる体制の整備
→理事会、地域代表者会議の開催
- 会員数増員に対する、県内各地域協（議）会との情報交換・相互協力体制の強化
→会員数1500人を目指し、会員増員を図る
- 行政や議員との意見交換・情報交換を通じて、介護支援専門員に関する政策提言を行う
- 山口県ケアマネジメント研究大会の準備、開催
- 県内各関係団体、職能団体との連携及び委員会等への役員派遣
→山口県デイサービス協議会や山口県訪問介護事業所連絡協議会など関係団体とのICT連携
- 災害発生時の対応、災害発生時の対応方法を定めたマニュアルの整備
- 山口県災害福祉支援ネットワークへの参画（山口DWAT）
- 日本介護支援専門員協会のワークサポートケアマネジャー養成研修会への派遣
- ヤングケアラーへの対応に向けた情報発信

2. ケアマネのスキルアップ支援（生涯研修部）

- 生涯研修体系確立のための、資質向上につながる独自研修会の開催
→介護支援専門員の実務、介護予防支援、リスクマネジメント研修、疾患の理解（精神疾患、パーキンソン病）等の実施。
→オンライン活用、ハイブリット研修等の実施
- 法定研修及び主任更新要件研修の実施
→介護支援専門員実務研修、実務なし再研修、主任更新要件研修（コミュニケーション、ワークエンゲージメント、居宅介護支援事業所のコンプライアンス、身寄りがない人への支援、呼吸器疾患、ファシリテーター育成）の実施。
→オンライン活用、ハイブリット研修等の実施
- 他の法定研修の指定に向けた活動

3. 情報伝達、広報機能の充実（広報事業部）

- ホームページ（メインページ、会員専用ページ）の運用
- メールマガジンの運用
- 広報誌（山口県介護支援専門員協会だより）の発行による広報活動
- 楽しみのある活動の実施（他県の介護支援専門員との交流）

4. 公益活動（公益事業部）

- 市町村事務受託法人設立に向けた活動
- ケアプラン点検事業の実施
- ケアプラン点検アドバイザー養成研修の実施

5. 研究事業（調査研究部会）

- 会員が研究に取り組みやすくなるための環境整備
→研究のための研修企画
（研究目的や背景、研究目的を達成するための研究方法の選択など）
→倫理審査規程に基づく審査
→調査指導者の登録制度の確立及び新たな指導者への依頼
（山口県立大学、至誠館大学の継続、そして新たな研究機関への依頼）
- 介護支援専門員の現状把握や社会的地位向上のための、アンケート調査や調査研究の実施

6. 近県との連携、日本協会との連携（三役）

- 広島県、島根県、岡山県、福岡県との連携強化・研修相互乗り入れの継続
- 日本協会への意見提言（県協会として、地域の意見を日本協会への意見をしっかり伝える）

◎ 役員会の運営・開催

1 代議員総会	年1回	4 常任理事会	年4回
2 代表者会議	年1回	5 監査	年1回
3 理事会	年5回	6 部会	各部会年3～5回程度

第5号議案

令和7年度 収支予算(案)
一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

自 令和7年4月 1日
至 令和8年3月31日

収入の部

(単位:千円)

勘定科目	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	比較増△減	摘要
会費収入	4,750	4,500	250	
正会員	4,500	4,200	300	@3,000×1,500人
賛助会費	250	300	△ 50	@50,000×5企業
受託金収入	1,544	1,544	0	
受託金収入	1,544	1,544	0	介護支援専門員研修向上委員会に係る業務
助成金収入	750	862	△ 112	
助成金収入	287	291	△ 4	令和6年度会員名簿管理手数料
	18	16	2	令和6年度会員支部交付金(後期分)
	375	375	0	令和7年度会員支部交付金(前期分)
	70	180	△ 110	中国ブロック会議に係る助成金
寄付金収入	0	0	0	
寄付金収入	0	0	0	
事業収入	19,374	18,961	413	
参加費収入	17,334	17,391	△ 57	研修等参加費
ケアプラン点検事業収入	1,910	1,440	470	ケアプラン点検事業費
広告収入	100	100	0	広告掲載料
手数料収入	30	30	0	書籍販売斡旋手数等
雑収入	1	1	0	
雑収入	1	1	0	
当期収入合計(A)	26,419	25,868	551	
前年度繰越金収入	43,333	38,831	4,502	
収入合計(B)	69,752	64,699	5,053	

支出の部

(単位:千円)

勘定科目	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	比較増△減	摘要
事務費	10,656	11,240	△ 584	
会議費(事務)	1,068	1,158	△ 90	会議・打ち合せに係る日当、旅費等
役職員旅費(事務)	250	250	0	会議・出張等に係る旅費(オンライン参加含む)
人件費(事務)	6,141	6,652	△ 511	給料・社会保険料・福利厚生費
消耗品費(事務)	230	240	△ 10	コピー用紙・文房具等・パソコン
印刷製本費(事務)	380	284	96	総会・会議等案内資料印刷費・カウンター料
通信運搬費(事務)	688	586	102	電話・インターネット・送料・切手代
支払手数料(事務)	299	307	△ 8	振込手数料、残高証明書、IB手数料
賃借料(事務)	615	758	△ 143	複合機リース料・会場代
租税公課(事務)	80	80	0	市県民税・印紙代、収入印紙代
諸会費(事務)	45	45	0	協議会会費
支払報酬(事務)	410	410	0	税理士・司法書士等の報酬
共益費(事務)	420	420	0	電気・水道・ガス代等
雑費(事務)	30	50	△ 20	記念品・交際費等
事業費	15,728	14,118	1,610	
事業広報費	419	395	24	ホームページ維持管理料・協会だより・システム年会費等
事業謝金	4,652	4,090	562	研修会に係る講師謝金・旅費・宿泊費、ケアプラン点検者謝金
事業旅費	592	286	306	研修会に係る協力員日当・旅費、事務員の旅費等
事業人件費	6,608	6,023	585	事業に係る人件費
事業消耗品費	392	372	20	研修会用物品購入代
事業印刷製本費	677	606	71	研修会資料印刷代等
事業通信運搬費	896	782	114	協会だより、研修に係る発送料他、パンフレット同封手数料
事業会議費	61	61	0	昼食代
事業賃借料	783	807	△ 24	研修会場代等
事業図書費	56	171	△ 115	テキスト・書籍購入
事業雑費	80	50	30	諸費
業務委託費	312	275	37	法定研修受講管理にかかる業務費、実習保険等
福祉増進費	200	200	0	災害等に係る義援金
活動助成費	0	0	0	
予備費	5	5	0	
予備費	5	5	0	
当期支出合計(C)	26,389	25,363	1,026	
当期収支差額(A-C)	30	505	△ 475	
次期繰越差額(B-C)	43,363	39,336	4,027	

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会と称する。(以下、「本会」という。)

(目 的)

第2条 本会は、介護支援専門員の倫理の確立、専門的技能の研鑽、交流の促進を図り、もって介護支援専門員の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進並びに介護保険制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 介護支援専門員の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (3) 介護支援専門員の倫理及び資質の向上に関すること。
- (4) 介護支援専門員に関する調査研究及び普及啓発に関すること。
- (5) 介護サービス提供事業者、介護保険関係専門職団体その他の関係団体との連携に関すること。
- (6) 日本介護支援専門員協会の支部としての活動に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要なこと。

(主たる事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を山口県山口市に置く。

(公告方法)

第5条 本会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

(機 関)

第6条 本会は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第7条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

- (1) 代議員 本定款の規定に基づき正会員の中から選挙によって選出された者
- (2) 正会員
 - (ア) 厚生労働省令で定める介護支援専門員実務研修を修了した者であって、山口県内に勤務先又は住所を有し、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。
 - (イ) 本会の正会員は、県内の各地域協議会の会員であることを原則とする。
 - (ウ) 本会の正会員は、同時に日本介護支援専門員協会の会員とする。
- (3) 賛助会員
理事会が別に賛助会員規程において定めた会員とする。

(代議員の選出)

第8条 代議員(「社員」以下同じ。)は、正会員の住所又は勤務地に応じて、県内を14ブロックにわけ、ブロック毎に正会員による選挙により選出する。

2 前項の支部の名称及び区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岩国ブロック
区域 岩国市、玖珂郡和木町

- (2) 名称 柳井広域ブロック
区域 柳井市、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町
- (3) 名称 周防大島ブロック
区域 大島郡周防大島町
- (4) 名称 周南ブロック
区域 周南市
- (5) 名称 下松ブロック
区域 下松市
- (6) 名称 光ブロック
区域 光市
- (7) 名称 防府ブロック
区域 防府市
- (8) 名称 山口ブロック
区域 山口市
- (9) 名称 宇部ブロック
区域 宇部市
- (10) 名称 山陽小野田ブロック
区域 山陽小野田市
- (11) 名称 美祢ブロック
区域 美祢市
- (12) 名称 下関ブロック
区域 下関市
- (13) 名称 長門地域ブロック
区域 長門市
- (14) 名称 萩広域ブロック
区域 萩市、阿武郡阿武町

3 各ブロック選出の代議員の数は、第1項の選挙を行う事業年度初日の正会員数を基準とし、各ブロックの正会員数毎に20人に1名の割合で選出する。なお、20名に満たない人数についてはこれに算入しない。ただし、ブロックにつき20名を下る人数のブロックが存在する場合には、このブロックから1名の代議員を選出するものとする。

- 4 第1項の選挙においては、正会員は等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。
- 5 代議員の選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

(代議員の任期)

第9条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

2 代議員が社員総会決議取消しの訴え（一般法人法第266条第1項）、解散の訴え（一般法人法第268条）、責任追及の訴え（一般法人法第278条）及び役員解任の訴え（一般法人法第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお一般法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。

3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(補欠代議員の選出)

第10条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備え、あらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

2 補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選

出するときは、当該補欠の代議員の相互間の優先順位

3 第1項の補欠代議員の選出に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(正会員の権利)

第11条 社員でない正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項に定める権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 一般法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第12条 本会の会員となるには、別に定める入会申込書に入会金を添えて提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第13条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項の会費は、毎年、当該年度の6月末日までに納入するものとする。ただし、新たに入会した者にあつては、入会と同時に納入するものとする。

3 賛助会員は、別に定める会員規約により、賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第14条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、納入した入会金、会費及び賛助会費は返還しない。

(資格の喪失)

第15条 正会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 死亡、失踪宣告を受けたとき
- (3) 介護支援専門員の資格を失ったとき
- (4) 会費及び賛助会員を正当な理由なく年度末までに納めなかったとき
- (5) 本会が解散したとき
- (6) 除名されたとき

(除名)

第16条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の出席社員の3分の2以上の決議によりこれを除名することができる。

ただし、この場合には、当該会員に対し、総会の日から1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の名誉を汚し、又は信用を損なうような行為があったとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視するような行為があったとき
- (3) 介護保険法に反する重大な行為があったとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合において、処分に係る者の住所が知れないとき、又は、その者に対して通知することができないときは、通知に代えて、本会の事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で公示するものとする。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第17条 会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員の資格を喪失した者は、既納の入会金、会費及びその他本会の資産に

対して、何らの請求をすることができない。

(余剰金の分配の制限)

第18条 本会は、地域の公益及び会員の共益を目的とするため、会員、その他の者に対し剰余金の分配をすることができない。

第3章 社員総会

(種類)

第19条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 当法人の総会は、代議員をもって構成する。

(権限)

第21条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 収支決算に関する事項
- (6) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他、本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第22条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催するものとする。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催するものとする。

- (1) 理事会が必要と認めたとき

- (2) 代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員から総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

2 会長は、第22条第2項(2)の規定による請求があったときは、その請求のあった日より30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、少なくとも開会の日より10日前までに、総会の日時・開催場所・目的並びに審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。

(招集手続の省略)

第24条 総会は、代議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した代議員若しくは理事の中から選任する。

(定足数)

第26条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

第27条 総会の決議事項は、第21条の規定に基づく。

2 総会における議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の事項に関する決議は、代議員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任(ただし、監事に限る。)
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) その他法令で定められた事項

4 次の事項に関する決議は、代議員の議決権の4分の3以上をもって行う。

- (1) 解散及び残余財産の処分
- (2) 他の法人との合併又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡

(総会の決議の省略)

第28条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は代議員から提案があった場合において、その提案に代議員の全員が書面又は電磁的方法によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(代理及び書面等による決議)

第29条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面又は電磁的方法により表決し、又は、本会の議決権を有する他の代議員1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、第26条の定足数の適用については出席したものとみなす。

2 代理人によって議決権を行使する場合は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第30条 総会の議事は、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に保存しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び議事録作成者、選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員)

第31条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事35名以内
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。
- 3 会長は、法人法上の代表理事とする。
- 4 理事のうち8名以内を部長として選任することができる。なお、副会長は部長を兼任することができる。

(理事の資格)

第32条 本会の理事は、本会の正会員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、代議員の議決権の過半数をもって、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の職務権限)

第33条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。また、日本介護支援専門員協会の支部長として業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を行う。

3 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

4 会長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 前項について報告するため必要のあるときは、監事は、理事会の開催招集を請求し、又は、招集することができる。

(役員を選任の方法)

第35条 本会の理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会の決議により、会長以外の理事の中から一般法人法上の業務執行理事を選定することができる
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えることができない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人（その他これらの者に準ずる相互に密接な関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えることができない。
- 6 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができないほか、前2項の規程を適用する。
- 7 役員員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員をあらかじめ選任することができる。

(任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第37条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の

2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第38条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、別に定める報酬等の支給基準に従って報酬を支給することができる。

- 2 前項の報酬等の支給基準は総会の決議によって定める。
- 3 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第39条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、介護保険制度に関する学識経験者及び本会の会員として功労があった者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 理事会及び常任理事会

(構成)

第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第41条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の決議及び職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長及び副会長、常任理事の選任及び解任

(理事会の種類)

第42条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度ごとに4回以上開催するものとする。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第34条第4項の規定に基づき、監事から会長に対し、招集の請求があったとき

(招集)

第43条 理事会は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号及び第3号の請求があったときは、その日から5日以内に、14日以内を招集日とする通知を発しなければならない。
- 3 前項の規程にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるとき、又は、決議に特別な利害関係を有するときは、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第45条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第47条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当

該理事会に出席した会長及び理事、監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第48条 この法人に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

第6章 支部組織

(支部)

第49条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、支部を置くことができる。

- 2 支部の設置及び運営については、支部組織運営に関する規程を別に定める

(支部長)

第50条 支部に支部長1名を置く。

- 2 支部長は、別に定める支部組織運営に関する規程に基づき、当該支部に所属する会員の中から選出する。

第7章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第51条 本会の事業の円滑な運営を図るため、委員会及び部会を置くことができる。

- 2 委員会及び部会の設置に関しては、理事会の決議をもって会長が定める。
- 3 委員及び部会員の選任については、理事会の決議をもって、会長が委嘱する。

第8章 事務局

(設置等)

第52条 本会の事務を処理するために、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を得て、会長が任免する。
- 4 事務局長は、委託先の事務局、地域協議会及び日本介護支援専門員協会事務局との連携を図る。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第9章 計算

(書類及び帳簿の備付け)

第53条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 事業計画書及び事業報告に関する書類
- (7) 収入、支出に関する帳簿及び書庫書類
- (8) 監査報告に関する書類
- (9) その他法令で定める書類及び帳簿

(事業年度)

第54条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第55条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産等の管理)

第56条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は総会の決議を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第57条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 本会の毎事業年度の剰余金は、これを分配することができない。

(事業報告及び決算)

第58条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度の終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を受け、定時総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計画書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の附属明細書

2 前項の規定により定時総会に提出された計算書類は、定時総会において、事業報告については、その内容を報告し、その他の書類については出席した社員の過半数の決議をもって承認を受けなければならない。

(計算書類等の備置き)

第59条 本会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第60条 この定款は、総会において代議員の議決権3分の2以上の決議によって変更

(解散)

第61条 本会は、総会において代議員の議決権の4分の3以上の決議その他法令で定める事由により解散することができる。

(残余財産の処分)

第62条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において代議員の議決権の4分の3以上の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。
2 本会は、残余財産の分配を行わない。

(清算人)

第63条 本会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。
ただし、特に必要があると総会において認めたときは、理事以外の者から選任することができる。

第11章 附則

(規程及び細則)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(設立時社員の氏名及び住所)

第65条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

山口県防府市岩島一丁目17番41号
佐々木 啓太

山口県山口市緑ヶ丘13番3号

橘 康彦

山口県下関市山の田東町7番42号

二井 隆一

山口県周南市川端町1丁目11番地

服部 恭弥

山口県周南市大字安田288番地の1

田村 則子

(設立時の役員)

第66条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐々木 啓太

設立時理事 橘 康彦

設立時理事 二井 隆一

設立時監事 服部 恭弥

設立時監事 田村 則子 (設立時の代表理事)

第67条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

山口県防府市岩島一丁目17番41号

設立時代表理事 佐々木 啓太

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第68条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

山口県山口市大手町9番6号

(最初の事業年度)

第69条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第70条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

- 1 この定款は、平成28年1月25日から施行する。
- 2 この定款の一部改定は、令和3年5月29日から施行する。

山口県内介護支援専門員連絡協議会事務局一覧表

	名称 (地域協議会)	事務局	担当者	会長	〒	住所	電話番号	FAX番号
1	岩国市介護支援専門員連絡協議会	グループホームいろりの家	瀧山 貴士	宮地 亜由美	740-1432	岩国市由宇町神東1603-3	0827-62-0294	0827-62-0295
2	柳井広域介護支援専門員連絡協議会	特別養護老人ホーム松風苑	片山 優美子	加藤 和香子	742-0034	柳井市余田3762-1	0820-23-6363	0820-23-6365
3	周防大島介護支援専門員連絡協議会	居宅介護支援事業所なないろ	宇智田 芳江		742-2106	大島郡周防大島町小松91-4	0820-79-2223	0820-79-2226
4	周南市介護支援専門員協会	みどりばケアプランセンター	岡 美絵	藤本 真樹	745-0004	周南市毛利町3-45	080-4757-8467	0834-51-7730
5	下松市介護支援専門員協会	下松市健康福祉部 高齢福祉課 地域包括支援係(下松市地域包括支援センター)	平田 彩乃	福井 治枝	744-8585	下松市大手町3-3-3	0833-45-1838	0833-41-1515
6	光市介護支援専門員協会	歩夢ケアプランセンター	室本 好重		743-0073	光市室積正木14-3	0833-48-8542	0833-48-8546
7	防府介護支援専門員協会	高齢者向け宿泊施設Frieden八王子	池田 龍司	谷山 龍	747-0036	防府市八王子1-13-27	0835-28-2802	0835-28-2802
8	山口市介護支援専門員協会	済生会山口地域ケアセンター やすらぎ居宅介護支援事業所	宮原 真子	安光 正之	753-0061	山口市朝倉町4-55-6	083-924-6614	083-924-7045
9	宇部市介護支援専門員協議会	協立在宅介護支援センター	堀田 有子	古谷 将秀	755-0014	宇部市末広町1-13	0836-33-6199	0836-33-7149
10	山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会	あおぞら居宅介護支援事業所	田原 貞子	山下 聡之	756-0836	山陽小野田市須恵1-12-33	0836-81-0008	0836-81-0015
11	美祢市介護支援専門員協会	小規模多機能型居宅介護事業所 みんなの家あそう	津森 千秋	藤田 大介	750-0602	美祢市豊田前町麻生下579番地	0837-57-0053	0837-57-5020
12	下関市介護支援専門員協会	貴船園居宅介護支援事業所	大瀬良 泰三		751-0823	下関市貴船町三丁目4番1号	083-223-0275	083-223-0276
13	長門地域介護支援専門員連絡協議会	特別養護老人ホーム吉祥苑	沖村 靖子	西岡 明美	759-4103	長門市深川湯本10600-1	0837-22-7700	0837-22-7711
14	萩広域介護支援専門員連絡協議会	萩市指定居宅介護支援事業所かがやき	山本 道子 藤田 憲史	中山 京子	758-0061	萩市大字椿2398-1	0838-24-4717	0838-24-4121

※山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会の事務局情報は、地域協議会総会承認後に変更いたします。

介護支援専門員 倫理綱領

前 文

私たち介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、利用者の自立した日常生活を支援する専門職です。よって、私たち介護支援専門員は、その知識・技能と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓約します。

条 文

(自立支援)

1. 私たち介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。

(利用者の権利擁護)

2. 私たち介護支援専門員は、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

(専門的知識と技術の向上)

3. 私たち介護支援専門員は、常に専門的知識・技術の向上に努めることにより、介護支援サービスの質を高め、自己の提供した介護支援サービスについて、常に専門職としての責任を負います。また、他の介護支援専門員やその他専門職と知識や経験の交流を行い、支援方法の改善と専門性の向上を図ります。

(公正・中立な立場の堅持)

4. 私たち介護支援専門員は、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所・施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持します。

(社会的信頼の確立)

5. 私たち介護支援専門員は、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。

(秘密保持)

6. 私たち介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た利用者や関係者の秘密を漏らさぬことを厳守します。

(法令遵守)

7. 私たち介護支援専門員は、介護保険法及び関係諸法令・通知を遵守します。

(説明責任)

8. 私たち介護支援専門員は、専門職として、介護保険制度の動向及び自己の作成した介護支援計画に基づいて提供された保健・医療・福祉のサービスについて、利用者に適切な方法・わかりやすい表現を用いて、説明する責任を負います。

(苦情への対応)

9. 私たち介護支援専門員は、利用者や関係者の意見・要望そして苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速にその再発防止及び改善を行います。

(他の専門職との連携)

10. 私たち介護支援専門員は、介護支援サービスを提供するにあたり、利用者の意向を尊重し、保健医療サービス及び福祉サービスその他関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、当該介護支援サービスを総合的に提供します。

(地域包括ケアの推進)

11. 私たち介護支援専門員は、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、利用者の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアを推進します。

(より良い社会づくりへの貢献)

12. 私たち介護支援専門員は、介護保険制度の要として、介護支援サービスの質を高めるための推進に尽力し、より良い社会づくりに貢献します。